

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例 一
- 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例 一
- 福島県歯科口腔保健の推進に関する条例の一部を改正する条例 二
- 福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 二
- 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例 二
- 福島県工業用水道条例の一部を改正する条例 三
- 福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例 四
- 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例 四

条例

福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例、越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例、福島県歯科口腔保健の推進に関する条例の一部を改正する条例、福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例、福島県工業用水道条例の一部を改正する条例、福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例及び福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県条例第五十号

福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県一般旅券発給申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第二号）の一部を次の

ように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第一条第二号の電子手続により申請等を行う場合は、当該申請等に係る手数料を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の規定による指定納付受託者（当該申請等に係る手数料の納付に関する事務について指定された者に限る。）に納付を委託する方法により納付することができる。

附則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（国際課旅券室）

福島県条例第五十一号

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例

（設置）

第一条 越後三山只見国定公園及びその周辺地域（福島県の区域に限る。第三条第一号において同じ。）の自然環境保全意識の向上と適正利用の推進を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）を設置する。

（位置）

第二条 ビジターセンターは、河沼郡柳津町字下平乙一七九番地に置く。

（業務）

第三条 ビジターセンターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

一 越後三山只見国定公園及びその周辺地域に関する情報の収集及び提供に関すること。

二 ビジターセンターの施設及び附属設備の利用に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務

（指定管理者による管理）

第四条 ビジターセンターの管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲等）

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

一 第三条各号に掲げる業務

二 ビジターセンターの維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。

3 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二
第一項の個人情報保護を適切に取り扱わなければならない。

（遵守事項）

第六条 ビジターセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ビジターセンターの施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損しないこと。

二 物品を販売し、又は頒布しないこと（指定管理者の許可を受けた場合を除く。）。

三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。

四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項

（入館の規制等）

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は
退館若しくは退去を命ずることができる。

一 前条の規定に違反した者

二 ビジターセンターの施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損するおそれ
ある者

三 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

（使用料）

第八条 ビジターセンターの使用料は、無料とする。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、ビジターセンターの管理その他この条例の施行
に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（自然保護課）

福島県条例第五十二号

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例の一部を改正する条例

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成二十四年福島県条例第五十二号）の一
部を次のように改正する。

第一条中「口腔」を「歯及び口腔」に、「県民が」を「全身の健康に影響を及ぼし、」
に改め、「保持増進」の下に「健康寿命の延伸及び健康格差の縮小」を加える。

第二条第二号中「第六条第一号において同じ。」及び「第六条第三号において同じ。」
を削り、「口腔及びその機能」を「歯及び口腔並びに口腔機能（かむ、そしゃくするそ
他の口腔に関する機能をいう。第六条第五号において同じ。）」に改める。

第六条中「県は、」の下に「生涯を通じた切れ目のない」を加え、同条各号を次のよ
うに改める。

一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発そ
の他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための活動を促進するために必要
な施策

二 定期的歯科検診受診等を勧奨するために必要な施策
三 フッ化物応用その他の科学的根拠に基づきむし歯予防対策の推進のために必要な
施策
四 歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患の予防対策及び進行抑制を行うために必要な施
策
五 歯科口腔保健における食育の推進、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下に
つながる口腔機能の低下を予防し、回復させるとともに、口腔内の状態への関心を
高めるための取組をいう。）その他の歯及び口腔の健康づくりのために必要な施策
六 障がいのある者及び介護を必要とする者が定期的歯科検診受診等又は歯科医療を
受けることができるようにするために必要な施策
七 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生
時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に必要な施策
八 歯科医療等業務従事者の確保及び資質の向上を図るために必要な施策
九 歯科口腔保健に関する実態の定期的な調査その他の歯科口腔保健に関する調査及
び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策
十 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するために
必要な施策

この条例は、公布の日から施行する。
（健康づくり推進課）

福島県条例第五十三号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例（昭和四十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように
改正する。

第二条第一項中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第
三項」に改める。

第三条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」
に改める。

第十一条中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」
に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための
旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条の政令で定め
る日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。
（食品生活衛生課）

福島県条例第五十四号

福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する

る条例

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第二項の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号。以下「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げる事務は、別表第一に掲げる市町村が処理することとする。

一 法第十八条第一項の規定による認可(同条第二項第一号又は第二号に規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)

二 法第十八条第七項の規定による通知及び公告(前号に掲げる事務に係るものに限る。)

第二条 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、法に基づく事務(福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第百八号)第一条第三号、第二条第三号、第三条第二号又は第四条第三号の規定により農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五条第一項の許可を当該市町村が処理することとされている場合に係るものに限る。)のうち次に掲げる事務は、別表第二に掲げる市町村が処理することとする。

一 法第十八条第一項の規定による認可(同条第二項第一号又は第二号に規定する土地が同条第五項第六号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)

二 法第十八条第七項の規定による通知及び公告(前号に掲げる事務に係るものに限る。)

附 則

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

2 第一条各号及び第二条各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては別表第一若しくは別表第二に掲げる市町(以下「本宮市等」という。)の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、本宮市等の長がした処分その他の行為又は本宮市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第一(第一条関係)

本宮市 只見町

別表第二(第二条関係)

本宮市

(農業担い手課)

福島県条例第五十五号

福島県工業用水道条例の一部を改正する条例

福島県工業用水道条例(昭和三十七年福島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の三項を加える。

2 令和六年一月一日から令和八年三月三十一日までの間において、工業用水道料金の一立方メートル当たりの料率は、別表第一に規定する料率に、その料率に対応する附則別表第一に規定する料率を加えて得た料率とする。

3 令和六年一月一日から令和八年三月三十一日までの間において、第十条第一項の規定により給水を停止し、又は制限した場合における、工業用水道料金を減額する額の一立方メートル当たりの割合は、別表第二に規定する額の割合に、その額の割合に対応する附則別表第二に規定する額の割合を加えて得た額の割合とする。

4 令和六年一月一日から令和八年三月三十一日までの間において、使用者が第十一条の規定により届け出て受水を休止した場合における、工業用水道料金を減額する額の一立方メートル当たりの割合は、別表第三に規定する額の割合に、その額の割合に対応する附則別表第三に規定する額の割合を加えて得た額の割合とする。

附則別表第一(第三項第二項関係)

区	分	基本料金の料率	特定料金の料率	超過料金の料率
磐城工業用水道	いわき市南台の給水区域	0.90円	0.90円	1.80円
	いわき市南台以外の給水区域	2.70円	2.70円	5.40円
小名浜工業用水道		0.90円	0.90円	1.80円

附則別表第二(附則第三項関係)

区	分	第10条第1項第1号に掲げる事由に係るもの	第10条第1項第2号に掲げる事由に係るもの
磐城工業用水道	いわき市南台の給水区域	0.09円	0.90円
	勿来工業用水道	0.88円	2.70円

	いわき市南台以外の給水区域	0.33円	0.90円
小名浜工業用水道		0.17円	0.90円

附則別表第3 (附則第4項関係)

磐城工業用水道	いわき市南台の給水区域	0.09円
	いわき市南台以外の給水区域	0.88円
小名浜工業用水道		0.17円

附則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(工業用水道課)

福島県条例第五十六号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例(昭和三十九年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表福島県立富岡支援学校の項中「福島県立富岡支援学校」を「福島県立ふたば支援学校」に、「双葉郡富岡町」を「双葉郡楢葉町」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)

福島県条例第五十七号

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。
第十五条第二号中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(生活安全企画課)